

ChaCha Children Isesaki 運営規程

（施設の名称等）

第1条 社会福祉法人 ChaCha Children & Co. が設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ChaCha Children Isesaki
- (2) 所在地 群馬県伊勢崎市大手町 3-1

（施設の目的及び運営方針）

第2条 ChaCha Children Isesaki（以下、当園という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入所する乳児及び幼児（以下、園児という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 32 号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第3条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

3 号認定			2 号認定			
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
7 人	8 人	8 人	9 人	9 人	9 人	50 人

（提供する保育等の内容）

第4条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育の提供
児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針、及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て家庭に対する支援

- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。なお、員数及び職務の内容については、変更となる場合がある。

- (1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 11名以上

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 栄養士 1名以上

栄養士は、園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

- (5) 調理員 2名以上

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

- (6) 看護師 1名以上

看護師は、園児及び職員の健康状態を把握し健康管理等の業務を行う。

- (7) 事務員 1名以上

事務員は、保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時01分から19時00分までの範囲内で延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分および16時31分から19時00分までの範囲内で時間外保育・延長保育を提供する。但し、土曜日は8時00分から16時00分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(一時預かり)

第8条 当園は、保護者の就労形態などに係わらず保護者の要望に応じた子どもの一時預かりを9時00分から16時00分まで行う。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前2項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

4 前各号の定めに関わらず、市区町村の定める条例及び規定により免除される費用についてはこの限りではない。

(利用の開始に関する事項)

第10条 当園は、特定教育・保育の利用について、法第42条第1項の規程により市区町村が行なう斡旋および要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 1 2 条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および伊勢崎市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行なった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 3 条 当園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 1 4 条 当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、園長を虐待防止責任者として定め、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 1 5 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 32 号）第 12 条に規定する伊勢崎市への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 1 6 条 当園の運営に関して以下の事項を定める。

(1) 利用者に対する事前説明の方法

入園前に説明会の実施

(2) 相談・苦情等の対応

当園は、社会福祉法第 82 条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を、下記により設置し、苦情解決に努めるものとする。

1. 苦情解決責任者 ChaCha Children Isesaki 園長
2. 苦情受付担当者 ChaCha Children Isesaki 主任保育士
3. 第三者委員 玄関に掲示

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- | | |
|------|----------------|
| 一部改訂 | 令和元年 10 月 1 日 |
| 一部改定 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 一部改訂 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 一部改定 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 一部改訂 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 一部改訂 | 令和 7 年 4 月 1 日 |

(別表) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	(保育短時間認定) ・ 7:00～8:29、16:31～18:00 1 日利用 200 円 1 ヶ月上限 3,000 円 ・ 18:01～19:00 30 分毎 200 円 1 ヶ月上限 3,000 円 (保育標準時間認定) ・ 18:01～19:00 1 日利用 300 円 1 ヶ月上限 3,000 円
閉所時間外の保育	閉所時刻以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。	5 分毎 500 円
給食費	3 歳以上の子どもに提供する主食代・副食代を実費でご負担いただきます。	(主食代) 月額 1,200 円
		(副食代) 月額 4,800 円
布おむつ代 (リース)	おむつはずれの状況を保護者の方と相談して決めてまいります。	月額 2,000 円から利用状況に応じて段階的に減額
買取パンツ	利用の場合ご負担いただきます。	1 枚 300 円
午睡用エコマット代 (買取り)	利用の場合、クリーニング年 4 回分の代金をご負担いただきます。	(エコマット小) 3,400 円 (エコマット大) 3,400 円
帽子代	1 歳児以上は年齢別のカラー帽を使用します。	(春夏用) 2,000 円 (秋冬用) 2,000 円
園外保育費	実費のご負担をお願いします。	実費分
日本スポーツ振興センターの児童災害共済	年度初めにご負担いただきます。	(年間額) 365 円 ※但し、当該年度の掛金額による

※当園は上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付いたします。必要な方はお申し出ください。